

6) 地盤沈下

工業用水法*（昭和31年、法律第146号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年、法律第100号）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）により、地下水採取の規制を行っている。上越市において、新潟県生活保全等に関する条例施行規則第21条別表6の2により指定されている地域を図2-2-20に示す。

7) 土壌汚染

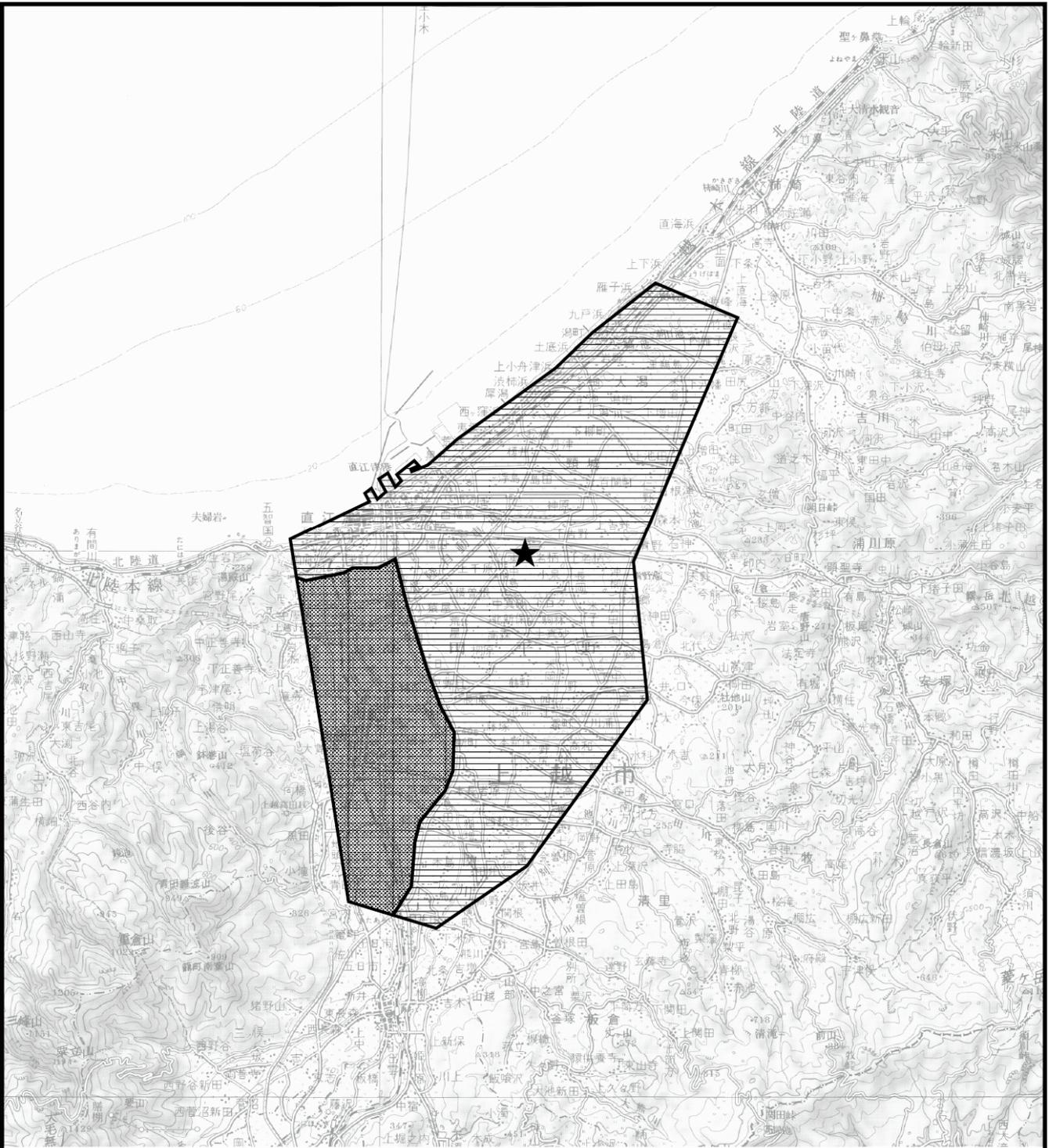
① 土壌汚染に係る環境基準

環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき土壌の汚染に係る環境基準が定められている。土壌の汚染に係る環境基準を表2-2-43に示す。

表 2-2-43 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環 境 上 の 条 件 |
|-----------------|--|
| カドミウム | 検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1ℓにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒素 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1ℓにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.1mg以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1ℓにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.03mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1ℓにつき0.003mg以下であること。 |
| チオハニカルブ | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液1ℓにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1ℓにつき1mg以下であること。 |
| 備考1～2 省略 | |
| 3 | 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。 |
| 4 | 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 |

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年、環境庁告示第46号）



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- ▨ : 新潟県生活環境の保全等に関する条例の規制地域
- ▩ : 緊急時対策の対策地域

図 2-2-20 上越市における地下水の取水規制地域



出典：「環境にいがた」（新潟県ホームページ）

② 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法*（平成14年、法律第53号）では、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等が定められている。土壌調査の結果、汚染が認められた場合には、都道府県及び上越市等の特例市は要措置区域または形質変更時要届出区域に指定し、汚染原因者または土地所有者は汚染除去等の措置を講じなければならない。対象事業実施区域周辺に該当する地域はない。

③ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年、法律第139号）では、土壌（田に限る）における銅、ひ素、玄米におけるカドミウムについて基準値を定めており、都道府県は基準を上回る農用地を農用地土壌汚染対策地域に指定できる。対象事業実施区域周辺に該当する地域はない。

8) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年、法律第105号）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が表2-2-44に示すとおり定められている。

表 2-2-44 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|---------------|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質（水底の底質を除く。） | 1pg-TEQ/L以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g以下 |

9) その他の事項（公害苦情の状況）

上越市における公害苦情の受理状況を表2-2-45（2-5 ページ表2-1-3の再掲）に示す。騒音と悪臭に関する苦情が最も多く、3割程度を占めている。

表 2-2-45 上越市における公害に関する苦情の受理状況

| 項目 年度 | 合計 | 大気 汚染 | 水質 汚濁 | 土壌 汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤 沈下 | 悪臭 | その他 | 処理率 (%) | |
|----------|------|----------|----------|----------|----|-------|----------|----|-------|------------|------|
| | | | | | | | | | | | |
| 21年度 | 受理件数 | 48(3) | 5 | 12(1) | 0 | 16(1) | 3 | 0 | 11(1) | 1 | 92.2 |
| | 処理件数 | 47 | 5 | 11 | 0 | 16 | 3 | 0 | 11 | 1 | |
| 22年度 | 受理件数 | 47(4) | 5 | 4(2) | 0 | 15(1) | 1 | 0 | 21(1) | 1 | 94.1 |
| | 処理件数 | 48 | 5 | 5 | 0 | 15 | 1 | 0 | 21 | 1 | |
| 23年度 | 受理件数 | 52(3) | 5 | 3(1) | 0 | 16(1) | 6 | 3 | 17(1) | 2 | 94.2 |
| | 処理件数 | 49 | 5 | 2 | 0 | 15 | 6 | 3 | 16 | 2 | |

注1) () は前年度からの繰越件数を示す。

注2) その他は典型7公害以外の公害に関する苦情を示す。

出典：「平成24年版上越市の環境」（上越市、平成24年9月）

2-2-9 環境保全計画等の策定の状況

(1) 新潟県環境基本計画

本計画は、新潟県環境基本条例（平成7年、条例第40号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新潟県環境基本計画」が平成9年3月に策定され、平成14年に中間改訂された後、平成19年3月、新潟県環境基本条例の基本理念の実現と、自然環境の保全や環境汚染の未然防止を図り、安全で豊かな環境の保全・再生・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画期間を平成19年度から平成28年度として策定された。

本計画が対象とする環境の要素は新潟県環境基本条例第4条に掲げる以下の事項である。

- ① 公害の防止に関すること
- ② 自然環境の保全に関すること
- ③ 生物の多様性の確保及び希少野生動植物の保護に関すること
- ④ 身近な自然、良好な景観、歴史的又は文化的資源等と調和した快適な環境の保全及び創造に関すること
- ⑤ 再生資源の利用や廃棄物の有効利用等による資源の循環的利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関すること
- ⑥ 地球環境保全に関すること
- ⑦ そのほか環境の保全に関し必要と認められる事項

これら対象事項に沿った計画推進を促進するにあたり、新潟県は環境にやさしい新潟県の率先行動計画、新潟県地球温暖化対策地域推進計画及び新潟県水環境保全基本方針等を策定し取り組んでいる。

(2) 新潟県資源循環型社会推進計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律*（昭和45年法律第137号）に基づき、「都道府県廃棄物処理計画」として、「新潟県資源循環型社会推進計画」が平成23年4月に策定された。

本計画は、近年の世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題などの社会経済情勢の変化、循環型社会形成推進基本法に基づく国の「第2次循環型社会形成推進基本計画」の策定、廃棄物処理法の改正を踏まえた新たな課題等に対応するため、「第二次新潟県廃棄物処理計画（平成18年3月）」を改定し、廃棄物の適正処理はもとより、資源循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進することを目的とする。

計画期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とし、県民の廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量について、平成27年度に達成すべき目標を定めている。また、政策プランの見直し時期と整合を図るため、平成24年度に達成すべき中間目標を定めている。

(3) 上越市第2次環境基本計画

本計画は、上越市環境基本条例第9条の規程に基づき、上越市環境基本条例の基本理念実現に向け、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにすることを目的とし、上越市第2次環境基本計画として平成20年3月に改訂された。

上越市第5次総合計画（改訂版）の将来都市像「海に山に大地に 学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越」の実現に向け、上越市の将来像を4つの環境分野ごとに望ましい環境像として設定しており、第1次環境基本計画の課題や環境施策における課題を把握し、2つのアプローチ（分野別アプローチ、分野横断的アプローチ）で施策を展開している。計画期間は平成20年度から平成26年度までの7年間であり、各分野の望ましい環境像は以下のとおりである。

- ① 地球環境：地球環境にやさしいまち
- ② 自然環境：多様な自然が広がるまち
- ③ 生活環境：資源が循環するまち（ゼロエミッション）
- ④ 環境学習：一人一人が環境市民のまち

(4) 上越市一般廃棄物処理基本計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として平成18年3月に策定され、ごみ処理に関わる長期ビジョンを明確にするとともに、廃棄物の処理に関する市の基本方針と現実的かつ具体的な施策の方向を定め、市民、事業者、処理業者、行政それぞれが共通の認識に立ち、独自に又は相互に協力・連携して取り組むべき役割を明らかにしたものである。計画期間は平成18年度から平成27年度であり、排出量、資源化量、最終処分量の目標を定めている。あわせて生活排水処理の方針、災害時の廃棄物処理方針を定めている。

また、本計画では計画5年目に社会的な情勢の変化や科学的な知見の向上、廃棄物の量・質の変化等に対応するため見直しを行うこととしていたところ、平成20年4月からの家庭ごみの全市有料化等に伴い、一般廃棄物の排出量が目標数値を超えて大きく減少していることから、後半（平成23年度から27年度）の計画は平成23年3月に改定された。

(5) 上越市緑の基本計画

本計画は、2015年を目標年次、計画人口を187,000人と設定し、上越市の都市緑化の方向性や具体的な施策などを定めた総合的な計画として策定され、緑化推進地区及び緑化重点地区を定めている。

- ① 緑化推進地区：市民、事業者、行政の協力のもと、緑化推進に取り組む地区
- ② 緑化重点地区：緑化のための計画を定めて集中して取り組む地区

(6) 上越市景観計画

上越市では、平成12年に「上越市景観条例」を制定し、平成13年に「上越市景観形成基本計画」を策定している。平成19年7月に景観法に基づく「景観行政団体」となったことを受け、更に景観づくりを推進するべく、これまでの「上越市形成基本計画」の考え方を継承しつつ、上越市全域を対象とした「上越市景観計画」が策定されている。

「上越市景観計画」における届出行為の制限に関する事項として、表 2-2-46 に示す基準が定められており、届出行為に着手する 30 日前（実地調査が必要な場合は最長 90 日前）までに行為の届出が必要となる。対象事業実施区域周辺は、本計画における景観計画区域に該当する。

表 2-2-46 上越市景観計画における届出行為基準

| 対象 | 対象事項 | 基準 |
|----------|--|---|
| 建築物・工作物 | 計画地 | ・計画地の特性に配慮し、周辺との調和を図る。 |
| | 配置 | ・地区計画など優れた地域の特性を活用する。 ・周辺建築物等の壁面の位置を考慮し調和を図る。 |
| | 高さ | ・上越市の景観資産に対し、その周辺と調和し、突出感を与えない高さとなるよう配慮する。 |
| | 意匠 | ・建築物等全体が統一感のある意匠とする。 |
| | 色彩 | ・周辺の建物や自然環境との調和に配慮する。 ・建物の主要な外観の色は、上越市環境色彩ガイドラインの環境色彩基準の範囲を超えないこととする（表 2-2-47 参照）。 |
| | 素材 | ・周辺との調和に配慮した素材を使用する。 ・耐久性、耐候性、退色性等を考慮した素材を使用する。 |
| | 照明 | ・周辺環境への影響に配慮し、過剰な光が敷地外や上方に散乱しないようにする。 ・周辺が暗く見えてしまうような眩しさを発する照明器具は使用しない。 ・照明器具は必要な場所、時間帯に適切な機能を持ったものを必要最小限使用する。 ・光源は、色が自然に見えるものを使用し、色味は暖かみのあるものが望ましい。 |
| | 附帯設備（室外機、屋外階段など） | ・道路からできるだけ見えにくい位置に設置するようにする。 ・壁面を立ち上げる等、適切な覆いで隠すようにする。 ・やむを得ず見える位置に設置する場合は、壁面と同一の色調とするなど建築物等全体と調和させる。 ・屋外階段は、建築物等全体としてまとまりのある位置、意匠とする。 |
| | 附帯施設（車庫・駐車場） | ・周辺環境、建築物等との調和に配慮した配置、意匠とする。 ・駐車場は植栽等により、道路等外部からの景観に配慮する。 |
| | 屋外広告物 | ・掲出個数を必要最小限にし、建築物と一体感のある形態となるよう努める。 |
| 塀、柵等及び緑化 | ・塀、柵等を設ける際は、圧迫感や閉鎖感を与えないようにする。 ・敷地内は、できるだけ緑化する。 | |
| 開発行為 | 土地の区画形質の変更 | ・開発による土地造成に伴い法面、盛土が生ずる場合は、できる限り法面に対し緑化を施す。 |

表 2-2-47 上越市環境色彩ガイドラインにおける景観づくりのための環境色彩基準

| 色相 \ 色調 | 明度 5.0 未満の場合の彩度値 | 明度 5.0 以上 8.0 未満の場合の彩度値 | 明度 8.0 以上の場合の彩度値 |
|-----------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 6. 25YR～8. 74YR | 8. 5 未満の色彩 | 5. 5 未満の色彩 | 3. 5 未満の色彩 |
| 8. 75YR～1. 24Y | 8. 5 未満の色彩 | 5. 5 未満の色彩 | 3. 5 未満の色彩 |
| 1. 25Y～3. 74Y | 6. 5 未満の色彩 | 4. 5 未満の色彩 | 2. 75 未満の色彩 |

注) 上越市が推奨する色相、色調